

地域特別支援連携協議会の現状と課題（2）

—— 各地域連携協議会報告書と市町村担当者へのアンケートをとおして ——

井上 とも子*, 八幡 ゆかり*

(キーワード：徳島県，地域特別支援連携協議会，連携)

1 はじめに

平成20年3月に文部科学省と厚生労働省は共同で「障害のある子どものための地域における相談支援体制整備ガイドライン（試案）」(2008)¹⁾を出している。そこには、「支援地域すなわち、市町村や規模的にそれらに相当する地域を支援地域とし、そこにおいて、特別支援連携協議会を設置することが必要である」とある。国は、今以上に各地域の隅々まで、特別支援教育の理念を浸透し推進するために、比較的狭い地域における協議会の設置と開催を、また、教育や福祉、医療等の関係機関が連携するという機能面の充実を図ることを推奨している。今後の特別支援教育を含む、障害児・者への支援の充実には、居住する比較的狭い地域、すなわち市町村エリアにおける地域ぐるみの支援とそれに関する施策が、教育、福祉、医療、労働等々の関係機関の連携の元での展開が求められている。

これまで筆者らは県教育委員会事務局特別支援教育課（以下、県教育委員会）と協働し、徳島県の特別支援教育推進事業に参画し、特別支援教育にかかる県下のネットワークづくりとして、県下の地域特別支援連携協議会（以下、協議会）を支援し、その現状と課題について研究を進めてきた。その中で「協議会の役割遂行のための具体的な取り組みへの理解」「個別的教育支援計画の作成」「関係機関との情報交換及び連携」の3点にかかる不十分さ、すなわち、地域特別支援連携協議会（以下、協議会）の機能推進を今後の課題としてあげた（八幡、井上、2011）²⁾。

平成22年度には、引き続き県教育委員会主体に、県下協議会の連絡会（以下、協議会連絡会）の開催等、各協議会への支援が進められた。そこで、この間における協議会の機能改善について分析し、現在の各市町村における協議会の現状と課題を明らかにし、今後の県下のネットワーク強化のための協議会支援のあり方を検討することとした。

2 方法

1) 実施方法

報告書及びアンケート調査。対象は、協議会設置に関係する県下24市町村行政担当者24名。アンケート配布は、平成23年1月の協議会連絡会当日。報告書及びアンケートは、協議会連絡会を開催した県教育委員会に2月中旬にPDFファイルとFAXによって、提出してもらう。報告書は平成22年度の取り組み状況が記されたものであり、アンケートは、協議会の具体的な活動内容について尋ねたものである。

2) 内容：調査

報告書：記入者の職名・会の名称・開催回数・構成員・今年度の取組内容・今年度の成果・現在の課題・今後の取組

アンケート項目：市町村名・相談を受ける管轄課（健診・障害のある子どもの育児・医療・生活支援制度・療育・教育・就労）・他部局主催の協議会等への教育委員会担当者の参加・協議会にかかるワーキンググループについて（設置の有無・その活動内容）・相談ファイルの作成と活用について・就学支援シートの作成

*鳴門教育大学特別支援教育専攻

これらの内容や項目は、県教育委員会特別支援教育課と協働で作成したものである。

3 結果と考察

報告書とアンケートは、ともに回収率は100%であった。しかし、項目によっては未記入の部分があり、市町村によってその多少は偏っていた。特に、協議会未設置地域は、ほとんどの項目において未記入となっていた。

(1) 報告書

県下の24市町村は表1に記号で表した。県下は福祉行政上3圏域に分けられ、東部（abefijklmrstuv）西部（ghwx）南部（cdnopq）に分けられている。この3圏域は、「新徳島県障害者施策長期計画」に「障害者保健福祉圏域」と定められており、この圏域において指定相談支援や地域生活支援事業の提供が計画的に整備されることとなっている。この計画は障害者自立支援法に基づいて定められており、その別冊⁹⁾の第2節「教育・育成」では特別支援教育の充実が盛り込まれている。

表1 24市町村記号と協議会未設置地域

1	a市	グランドモデル地域	13	m町	未設置
2	b市	グランドモデル地域	14	n町	
3	c市	モデル地域	15	o町	
4	d市		16	p町	
5	e市		17	q町	
6	f市		18	r町	未設置
7	g市		19	s町	
8	h市		20	t町	
9	i町		21	u町	未設置
10	j町		22	v町	
11	k村		23	w町	
12	l町		24	x町	

表2 記入者の職名

教育次長	1	k
学校教育課長	1	x
専任主幹・主幹	3	c u t
局長補佐・課長補佐・主査・技術主査	8	e g n p l q s v
係長・事務主任	5	f j h m w
指導主事	2	a b
研究員	1	d
主事	2	i r
不明	1	o
合計	24	

1) 協議会の設置と運営について

平成22年度段階で協議会の未設置は3町（m町r町u町）であり、そのうちm町は年度内に立ち上げると回答した。24市町村のうち、文部科学省のモデル事業によってグランドモデル地域⁴⁾と指定された地域が2市（a市b市）、モデル地域に指定されたのが1市（c市）であった。記入者の職名（表2）で最も多いのは、局長や課長の補佐クラスである。指導主事2名が記入した市は、グランドモデル地域である。この報告書を記入したのは、行政レベルから見るとしかるべき位置づけの者であり、協議会の設置・運営に関して軽視されている感はない。

a市は教育委員会内に特別支援教育を専任とする指導主事を置いており、他の市町村教育委員会事務局（以下、市町村教育委員会）には特別支援教育に関する業務を専門的に取り扱う課や担当者は置かれておらず、記入者が教員経験者であるb市c市でも、多くの教育関連業務と特別支援教育関連業務を兼務しながら協議会にも対応している。多くの市町村教育委員会は、学校現場を経験したことのない行政サイドの者が、他の教育関連業務を兼務しながら協議会設置・運営に当たっている現実があるといえよう。すなわち、協議会担当者の多くが、特別支援教育の理念や体制整備施策の意義を十分理解したうえで、その推進に携わっているとは考えにくく、担当者自身も手探り状態で協議会の運営にあたっていると推測される。

a市以外は行政規模から見て、特別支援教育専門の指導主事を置くことは非常に困難であろう。専門的な観点を必要とする特別支援教育の推進や、協議会の設置・運営に特別支援教育に不慣れな者が携わらざるを得ないことの問題は大きいと考える。今後、協議会の発展や地域の特別支援教育の充実を図るためには、協議会担当者が特別支援教育を基本から学ぶ必要があり、担当者が交代するたびに研修の受講が望まれる。広域特別支援連携協議会・徳島県発達障害者支援体制整備検討委員会等が出す方針の市町村への周知、及び、市町村独自の特別支援教育推進計画に関しては、県教育委員会のリードや助力が今もって必要であり、市町村個々の課題やニーズの把

握と共に、協議会運営に関する具体的助言が今後も継続されることが望まれる。

県下の協議会は、特別支援教育元年である平成19年の翌年までにはほぼ設置されている(19/24)(表3)。表3・4より、r町は未設置と報告し、u町は、協議会の名称欄に「就学指導委員会、昭和53年設置」と回答しているものの、取組内容を見ると協議会として機能しているとは言い難く、また、m町のような設置準備も報告されていない。m町も就学指導委員会と兼ねてきたと報告しているものの、今年度の取り組みに23年度の協議会立ち上げ準備が挙げられており、実際には協議会として機能していない。平成22年度段階で未設置は3町であり、この状況は3年前から変わっていないが、m町が23年5月に設置と具体的に明記していることは、一つの進展と言えよう。j町は、i町とともに郡の協議会を立ち上げ、取り組みを展開している。u町r町については、特別支援教育の推進に関するニーズや教育委員会としての学校現場や発達障害児に関する把握状況について、聞き取るなどの調査が必要であり、協議会が設置できない町としての理由を探ることが必要であると考えられる。

3圏域で見ると、m町r町u町は東部圏域の町である。東部圏域は14の市町村を含んでおり、県下では人口密度の比較的高い地域であるといえよう。南部圏域の6市町の内2市町(d市n町)が、21年度設置と遅い設置時期である。d市とn町は近隣した地域であり、地域によって特別支援教育の推進に温度差があり、行政のありように地域特性が影響しているかどうか検討の余地があるともいえる。

表3 設置年度と設置数

14年度設置	1	v
17年度設置	6	acijpw
18年度設置	3	fqt
19年度設置	3	gho
20年度設置	6	beklsx
21年度設置	2	dn
22年度設置	0	
23年度設置予定	1	m
未設置	2	ru
合計	24	

表4 特別支援教育連携協議会設置にかかわる名称と数

特別支援(地域)連携協議会	18	
自立支援協議会	2	kl
就学指導委員会	2	m u
サポートチーム会議	1	v
未設置	1	r
合計	24	

次に、協議会開催の回数(表5)であるが、v町f町l町は他の市町村に比して飛び抜けて開催回数が多いが、内容は、事例検討であったり、情報交換であったりし、「協議会」といっても後のアンケートで明らかになるワーキンググループの活動回数をここに入れ込んでいる。これらv町f町l町は共に東部圏域であり、5月の研修修に進んでいる協議会のモデルとして取組内容の発表をしたa市の近隣の町である。この研修会によって触発され、影響を受けたとも考えられる。他は年3回までと、県単位で開催されていた広域特別支援教育連携協議会の年間3回程度の会議開催と同じである。開催月(表6)は6月最も多く、続いて2月が多い。年間2回の開催が

表5 今年度会議開催回数

0回	4	mnr
1回	3	htu
2回	10	abcijopqwx
3回	4	degk
4回	0	
5回	0	
6回	0	
7回	0	
8回	0	
9回	1	v
10回	1	f
12回	1	l

表6 開催月別回数

4月	2
5月	4
6月	11
7月	6
8月	6
9月	1
10月	4
11月	5
12月	6
1月	2
2月	8
3月	3
	58

最も多く、全体会としては、はじめに年間計画や方針を決め、まとめとして年度の総括を行う会議として開催されたと考えられ、やや形式的な開催と言えなくもない。協議会としての機能向上という点ではワークショップや事例検討会などを、市町村からさらに小さな地域を単位として開催できるような仕組み作りが必要と言えよう。

協議会の構成員の職業分野(表7・図1)を見ると、教育関係者が最も多く、次いで福祉関係者であり、医療、保健、労働関係者の参加は20人前後である。大学やNPOメンバー、親の会のメンバーや保護者は、総数として一桁台であり、少ないといえる。d市を除いて、概ね10人以上40人までの構成員数であることが図1からわかる。m町u町は、就学指導委員会がこの協議会を兼ねているとの回答であった。u町は就学指導委員会の構成メンバーで報告されていることから、福祉や労働、保健機関の関係者との連携も重視される協議会の機能として、この表からも希薄である。

d市は他市町村に比し、教育関係者と福祉関係者の構成員数が飛び抜けて多く、大きい会議となっていることがわかる(表7・図1)。この市の会議開催回数は3回(表5)であり、この構成員人数は3回の協議会の延べ人数を記入したと受け止められる。

構成員の職種別役職名についての回答から、管理職やそれに類する役職の者のみで構成されているのはb市とn町であった。その他は、所属によっては管理職のみで構成されていても、他の所属には、保護者や子どもに直接かかわる職員や課員、教員が含まれているところがほとんどであった。u町以外は福祉関係の構成員に保育士、教育関係に幼稚園教諭が含まれている。また、教育関係者の中に教諭が含まれていないのはb市とn町の2つであり、他の市町村には、特別支援教育コーディネーターの立場での参加であっても教員が含まれている。

表7 市町村別、協議会開催時構成員の職業分野及び位置づけ

市町村記号	a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m	n	o	p	q	r	s	t	u	v	w	x	計
福祉関係	5	3	5	41	3	4	5	7	8	10	1	11	未	2	13	9	10	未	9	2	0	8	6	5	167
医療関係	1	1	2	2	1	0	0	2	2	2	1	0	記	0	0	0	0	設	0	1	2	2	0	0	19
保健関係	1	1	1	4	1	4	2	1	2	0	1	2	入	2	0	2	0	置	1	1	0	0	2	1	29
労働関係	1	0	2	1	0	3	2	2	4	4	0	1		1	0	0	2		1	1	0	0	0	0	25
教育関係	15	5	6	68	7	13	11	7	13	13	7	4		6	13	11	18		15	8	9	13	20	10	292
大学・NPO	2	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	4
親の会・保護者	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0		0	1	0	0		0	0	0	0	0	0	3
その他	2	0	6	0	0	0	0	0	0	0	1	0		3	0	1	2		1	0	0	8	0	0	24

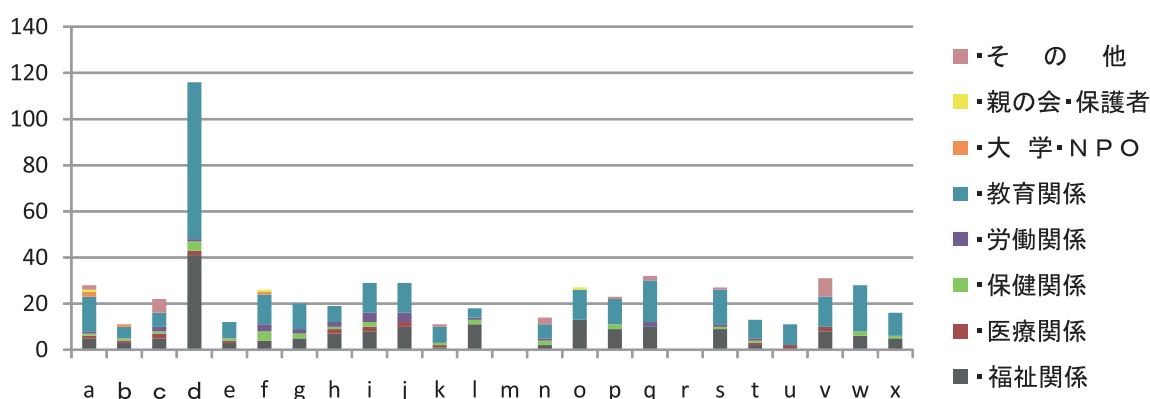


図1 市町村別、協議会開催時構成員の職業分野別人数

24市町村の内、7町村に医療関係者が構成員として入っておらず、q町などは、そのことを現在の課題(表15)としてあげている。医療関係者が参画している17市町村ではd市とh町、以外の構成員は全て医師である。d市は医療ソーシャルワーカーが、h町は臨床心理士・保険医務課長が参画しており、両方共に地域の医療事情や、発達障害について詳しい者として構成員として委嘱されたものと思われる。8市町村の協議会に労働関係者の、また、6市町村に保健関係者の参画がない。大学・NPO関係者は3市町のみ協議会に入っており、保護者の参画も3市町のみである。その他の構成員としてa市とv町に警察や補導関係の者が参画しており、p町とv町に

は民生委員のみ参画がある。

地域ぐるみの特別支援教育の充実が求められる昨今、市町村の協議会には、学校・園の特別支援教育コーディネーターは構成員として参画してほしいが、少なくとも、教育機関以外の関係機関職員との疎通性を図る意味でオブザーバーとしてでも参加が望ましい。市町村の協議会は、より、保護者や子ども本人の実態による沿った内容が協議され、対応する現場に直接影響のある取組の推進が求められるため、構成員の選定と委嘱にも配慮を求めるとともに、協議された内容が、学校・園、保育所等の子どもたちに直接かかっている現場に周知されるような仕組みも考慮事項に盛り込まれることが期待される。

協議会開催時構成員（表8）の中に、市町村協議会であるにもかかわらず、高校の教員がいる。高校は3圏域に分けられてはいるものの市町村を超えた学区であり、高校が協議会に参加するとすると、いくつも協議会に参加することになる場合も考えられ、複数名のコーディネーターによる分担など学校独自の工夫や管理職の理解が必要であろう。しかし、将来にわたっての支援や移行支援を地域ぐるみで考えるとき、高校の協議会への参画は欠かせない。協議会が把握する地域の特別支援教育に関する課題や協議内容によって、協議会の構成員が決まってくるであろうことから、構成員はその市町村の特別支援教育の課題を反映していると言えよう。

構成員の人数は、5つの市町村で、増4,減1であった（表9）。減数のx町は休校によるもので参画の要・不要からのものはなかった。増員した4市町村は、いずれも地域の実態と課題を的確に把握した結果といえ、関係機関の連携を重視し始めた、現実対応への試みの表れといえるのではないだろうか。

表8 協議会開催時構成員の所属関係機関内訳

福祉関係	子どもの相談センター（9）発達障害者支援センター（1）各種福祉関連協議会（5）住民・福祉関連課（18）児童相談所（2）保育所（18）保健師（6）福祉関連施設（3）療育関連機関（2）社会福祉協議会事務局長（2）
医療関係	市民病院小児科（1）市医師会〔小児科〕（2）医師（3）学校医（4）医療ソーシャルワーカー（1）発達支援センターとくしま（1）
保健関係	保健センター・保健所（13）市健康づくり課・健康推進課（3）
労働関係	市町村役所内の労働関係（10）ハローワーク（2）障害者通所小規模作業所（1）商工会事務局（1）企業主（1）
教育関係	幼稚園（12）小学校（16）中学校（15）高校（6）特別支援学校（5）巡回相談員（6）特別支援教育コーディネーター（6）就学指導委員会（1）適応指導教室（1）特別支援教育相談員（1）スクールカウンセラー（2）教育委員会事務局（16）県教育委員会事務局（1）
大学・NPO	大学教員（2）NPO法人（2）
親の会・保護者	親の会（1）保護者（2）
その他	青少年育成補導センター所長（2）警察署生活安全課（1）県警少年サポートセンター（1）役場支所長（1）民生委員長（1）民生委員（1）民生主任児童委員（1）

表9 昨年度より人数の増減をした理由

市町村	理 由
g	支援学校M分校が開校したことで、その巡回指導員に新たに委嘱
i	労働部局を増員：就労後についても関連することから
p	進路等の方向性が解るフローチャート作成を昨年度から進める上で協力してもらえる高校へも委員参加を求めた。
v	事案により必要な支援・指導をしてもらうため、参加人数（関係機関）が増えた。
x	小学校1校休校による減
計	5市町村

2) 取組内容について

今年度の取組内容（表10・図2）を見ると、「A 関係機関との情報交換・連携に関すること」は13市町村、「B 会報誌・リーフレット等の発行や作成に関すること」は3市町村で比較的人口の多い市レベルで取り組まれた。「C 個別の教育支援計画の作成と活用に関すること」11市町村、「D ワーキンググループの活動に関すること」

は13市町村で取り組まれ、「E 困難事例等のケースに関すること」は7市町村で、「F 研修会・講演」は16市町村で取り組まれた（表10）。24市町村で取り組まれた内容総数は72件であった。新規に今年度取り組まれたのはCとF（表10, 図2）、その他の内容は表11のとおりで、取組が1つの内容のみであるところは4町であった。u町はA～Fまでの項目に取組はないが、その他の取組として「就学指導に関すること」を行っていた。AからFとその他までの全7項目に取り組んだ市町村はないが、協議会を開催したところは、概ね複数の取組をしていた。m町r町s町は、協議会を開催しておらず、従って、取組もなかったことになる。但し、n町は協議会としては開催していないが、ワーキンググループは開いており取組に入れている。また、2月に連携について話し合う会を設けると報告しており、実施された場合は協議会開催回数は1回、取組内容はAに1がつくこととなる。AからFまでの項目のうち6項目に取り組んだのは2市、5項目4市、4項目7市、3項目2市、2項目4市、1項目3市町村であった。取組内容のB項目はモデル地域となっている3市が取り組んでおり、会報誌などの発行にはまとまった予算の確保が必要であることがわかる。そこから推し量るに、小さな町村において、協議会の開催や積極的な取組の必要性があっても、予算の裏づけが難しい場合は、活動を絞らざるを得ないという現実の問題が見え隠れする。同じように、研修会の内容を見ると（表12）、県教育委員会の指導主事を講師に招聘しており、ここでも予算の問題が生じない範囲で開催していることがわかる。この予算問題は協議会が積極的に開催されにくく、回数や内容を抑えざるを得なかったり、特別支援教育の推進も基本の段階で止まったりする全般的な問題から派生していると言えよう。

f町1町v町は共に、協議会の開催回数が他の市町村に比して非常に多く（表5）、表10において「E 困難事例等のケースに関すること」が今年度の取組に上がっている。b市h町j町p町も「E 困難事例等のケースに関すること」に今年度取り組んでいるが、協議会の開催回数は少ない（表5）。しかし、b市h町j町p町のうち、b市を除いて「D ワーキンググループの活動に関すること」に取り組んでおり、協議会とは別にEについて取り組んだと考えられる。ここから、困難事例等に関する情報交換や解決策についての話し合いには時間を要し、教育・保育現場の教員や保育士の参加が必要であり、数少ない協議会では中身の充実が難しく、ワーキングとセットになった活動が必要であると推察される。

表10 今年度の取組内容

内 容	a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m	n	o	p	q	r	s	t	u	v	w	x	計
A 関係機関との情報交換・連携	1	1		1		1	1	1	1	1		1			1	1	1					1			13
B 会報誌・リーフレット等の発行や作成	1	1	1																						3
C 個別の教育支援計画の作成と活用	1	1	1	新			1		1		新				1	1						新		1	11
D ワーキンググループの活動	1		1	1	1	1	1	1	1	1				1	1	1	1								13
E 困難事例		1				1		1	1	1		1				1						1			7
F 研修会・講演	1	1	1	1	1	新	1	1	1	1	新	新			1					1			1	1	16
その他	1	1			1	新		1		1						新					1			1	9
合計	6	6	4	4	3	5	4	5	4	5	2	3		1	4	5	2			1	1	3	1	3	72

1：取り組んだ 空：取り組んでいない 新：今年度新しい取組

表11, 12から、協議会が充実発展してくると取組項目が増え、かつ、研修会講師や内容も協議会の持ち方から地域の教育・保育現場の実態や課題に焦点が移り、就学に向けた連携や支援のシートの作成やその活用へと変化していくことが窺われた。1年前のアンケートでは、保育所と小学校の連携が難しいと、所管する部局の問題が挙がっていたが、この協議会において保育所長や保育士の参画が多く見られ（表8）、この問題が解消されていく兆しが見られる。県下で障害のある子どもの早期発見・早期対応が叫ばれる中、研修会（11月）で就学前健診の重要性がアンケート結果から認められる。市町村の方針として幼児期段階から小学校就学への移行に焦点を当て、協議会への保育諸関係者の参画を求め、市町村の独自の連携・支援シートを作成する流れができあがりつつあるといえよう。

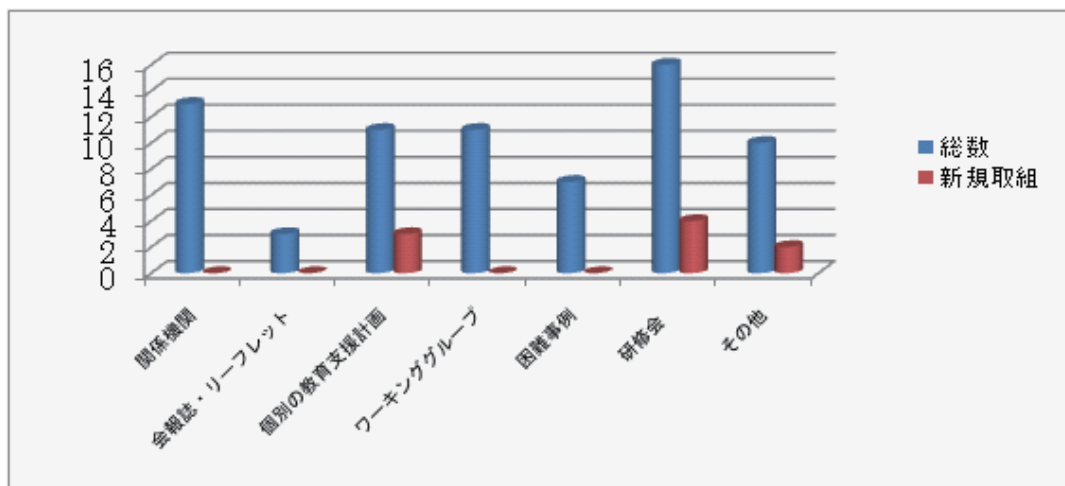


図2 今年度の取組内容

22年度にも2回、県教育委員会主催で、各市町村の協議会を支援すべく、協議会連絡会において研修会が開かれている。5月には、中学校ブロックにおいて教育現場の教員が情報交換するワーキングを開き、特別支援教育推進に力を入れ、実績を上げているa市の取組が発表された。これは、a市の取組が県下の特別支援教育と協議会の推進モデルになると考えられたためであり、取組内容も具体的であった。また、11月の研修会では、5歳児健診等、就学前の幼児に対する取組の推進の必要性と幼児期から小学校就学への連携の重要性が強調された。このときのアンケート結果に、すぐに研修内容を活用したいと答えたのは、c市d市h町であり、c市は22年度、国のモデル地域となっていることもあり、シート作成、その運用のための研修会など、昨年までの取り組みよりも歩みを進めている。d市とh町も4つの項目(表11)に今年度取組に、シートの活用、連携情報交換を成果に挙げるなど、取組の内容を進めていることが分かる。このように、協議会連絡会の持ち方、その中でも研修のありようが、協議会の運営にかなり影響しており、引き続き協議会連絡会の開催と、そこで行われる担当者研修は必要である。また、特別支援教育の専門家が担当者でないことの多い、市町村協議会担当者にとっては、協議会において何をやるか做すべきモデルが提示されることにより活力を得るといえることが、この結果から言えよう。

表11 その他の取組としてあげられた内容

a	学習支援ボランティア・学校支援ボランティア派遣 巡回相談の実施、教育相談会の実施
b	子どもの発達・教育相談会の開催
e	入学応援シート・入園おうえんシートを活用し、さらに充実を図ることの確認
f	新入学サポートシート(就学支援シート)の作成 協議会組織の見直し
j	「お子様すくすく就園・就学応援シート」を配布し活用した。新規に作成した「相談支援ファイル」を使って試行活用、ケース会議を行った。
p	新特別支援教育の手引き(フローチャート等の作成)
u	就学指導に関すること

今年度研修会の結果(表12)から、15市町村で研修会が協議会の取組の一環として開催されている。a市に至っては、7回開催されているが、市の特別支援教育の推進事業として開かれたものである。i町とj町、g市とh市のように研修会や講演会は、近隣の市町村合同で行われており、このような予算立てが必要な場合等は、近隣市町村の合同事業を行うことも、今後の協議会の在り方の一つであろう。22年度は、県教委特別支援教育課指導主事を講師として招いているところが多い。内容も協議会の協議内容に直接関係するもので占められている。a・b市には大学があり、c市はa市に隣接する市であり、大学からは比較的近い。大学等から講師を招くことができるには、相応に謝金等の予算立てができることや大学と市町村の位置関係などが影響すると考えられる。特に、特別な予算を協議会開催に際して組むことができない場合は、謝金等を要せず、かつ、特別支援教育に関する専

表12 今年度行った研修会の講師職名と内容

	講師職名	内 容
a	大学教員, その他	①管理職としてと特別支援教育にどう取り組むか②通常学級と特別支援学級との交流教育③特別な支援を必要とする子ども達について④障がいのある子どもを理解するとは⑤問題行動の見方とその対応⑥適切な行動を引き出すための具体的な支援⑦指導の効果を確認されている指導法を使う
b	大学教員	①教材・教具の作成と活用
c	大学教員	①連携ファイルの活用
d	特別支援学校教員	①3分科会に分かれての研修
e	特別支援学校教員	①視知覚について
f	県教委特別支援教育課指導主事	①個別の教育支援計画について
g	①県教委特別支援教育課指導主事 ②特別支援学校教員	①地域特別支援連携協議会について ②就学時健康診断知能検査の実施及びその後の就学指導について
h	①県教委特別支援教育課指導主事 ②特別支援学校教員	①地域特別支援連携協議会について ②就学時健康診断知能検査の実施及びその後の就学指導について
i	①発達障がい支援コーディネーター ②県教委特別支援教育課指導主事	①個別の支援計画・関係部局との連携の必要性 ～障害のある子どもを生 涯にわたって支援するには～②相談支援ファイルの活用について
j	①発達障がい支援コーディネーター ②県教委特別支援教育課指導主事	①個別の支援計画・関係部局との連携の必要性 ～障害のある子どもを生 涯にわたって支援するには～②相談支援ファイルの活用について
k	会社管理職・労働局職員他	①就労に向けての講習
l	不明	①発達障害に関する研修会
		m から s, u, v の9町村については研修会は行われていない
t	県教委特別支援教育課指導主事	①地域特別支援連携協議会の取り組みについて
w	人権対策協議会副会長	①人権に関すること
x	発達障がい支援コーディネーター	①就学支援ファイルについて

専門的知識があり、専門的行政にかかわっている県教育委員会の指導主事が最も市町村の協議会ニーズに合うと言えよう。これは、言い換えれば、県からの市町村への支援であり、一貫した方針や理念の伝達・啓発となり、ネットワーク構築においても最適と考えられる。a市のように独自に特別支援教育に関わる専任の指導主事を置くことができ、予算組ができるころは、早くからグランドモデル指定を受けることも可能であり、その後の継続的取組の力が備わっていると言えよう。同市の場合、基本的な特別支援教育推進の取組は終了し、現段階としてはさらに推進内容の充実期として、研修内容も支援方法等々の具体性が増し、より専門的な内容を求めて大学教員への講師依頼となっている。他の市町村も、今後、個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成や、支援ファイルの活用等、基本的な取組が円滑に行われるようになった段階で、学校現場は更なる支援の充実に向け、多方面からの専門家導入を求めるようになると考えられ、その場合の予算の手当て等は今から見通しを持っておく必要がある。

今年度の成果については、多くの市町村が、幼児教育段階から小学校への就学に際する課題対応のため、就学にかかる支援シートの作成や活用となっている。数年間の取組をしてきたa市においても、他市町村より進んでいるとはいえ、就学段階の課題に取り組んでいる(表13)。現在国は、幼児期段階の子どもの支援とともに高校期の生徒への支援を進めている。高校期の問題は、設置義務のある県教育委員会の課題であるとはいうものの、高校への移行の問題は中学校の進学指導も含め、市町村の課題でもあり、支援シート、つまり、移行支援に関しては小学校から中学校へ、中学校から高校への課題を含めて取り上げることが重要である。特別支援教育の理念に、生涯のライフスパンにおいて関連付け、継続的に支援が途切れることなくなされることとある。支援は、ある一時点に手立てを講じるのではなく、常に一人の子どもを生涯という時間の流れに重きをおいて継続されるべきである。その意味で、学校の設置義務を担う行政区分で支援の流れが途切れることなく、県と市町村の協力連携のもとに特別支援教育が推進されることを期待したい。

現在の課題(表14)は、グランドモデル地域であり、協議会の取組も積極的に遂行してきたa市に多くの提示

表13 今年度の成果についての内容

a	「就学支援シート」の活用について ・連携のしかたについて
b	支援シート「〇っこファイル」の配付時期について
c	連携ファイルの完成と運用について
d	リソースシートの利用増について ・研修の在り方について
e	研修のあり方について ・入学応援シート・入園おうえんシートについて
f	協議会の組織及び活動内容の構築について
g	引き継ぎシート活用と幼保連携のあり方
h	関係機関間の情報交換・連携の強化について
i	相談支援ファイルの作成・完成について ・研修の内容と効果について
k	実務者による定例会について
l	発達障害理解について
m	地域特別支援連携協議会設置について
o	「△っこファイル」の利用と体制づくりについて
p	特別支援教育の手引き完成予定について
q	特別支援教育理解と連携について
t	各委員からの提案について
v	学校と関係機関との連携のあり方について・参加関係者の子ども・家庭等支援技術の取得と能力向上について
w	講演会開催について・協議会の目的と講演会内容の一致について
x	研修内容と現場の課題について

(jnrsu については記入がないため表から省略)

表14 現在の課題

a	・相談機能の充実及び継続した相談活動 ・子どもの育ちを連携継続して支援する体制づくり ・小・中学校での校内支援体制の充実 ・研修のあり方 ・保護者や地域への啓発 ・特別支援学校、大学、医療・専門機関、市役所内の連携への取組
b	・協議会の取組の周知と学校園における協議会の活用 ・「〇ファイル」の活用に関する保護者への啓発・理解
c	・連携ファイルのさらなる広がり今後の相談活動への運用
d	・就学支援シートに関する保護者理解と啓発 ・特別支援教育・就学指導のあり方検討 ・就学支援シートと個別教育支援計画との連携
e	・就学支援シートの理解啓発と作成の拡大、及び、そこに向けたアプローチの検討
f	・「相談・支援ファイル」作成の検討、個別の教育支援計画との関連促進等々の一貫した教育支援のシステムの構築
g	協議会の持ち方
i	・支援ファイルの生涯活用と生涯支援体制の構築 ・ファイルの理解・作成にかかる啓発
l	・研修会の周知と参加者
o	・協議会開催回数と、関係機関との連携・共通理解
p	・進路フローチャート完成と高校の協力
q	・依然として医療の専門分野の委員がいない。
s	・協議会開催と人事異動
t	・協議会の起動 ・「就学支援シート」の作成
v	・支援の効果と支援方針の見直し ・ユースアドバイザーの相談支援の積極的活用
w	・協議会開催と活用 ・関係機関との情報交換・連携等の実践
x	・個別の支援シート作成負担軽減 ・支援シートの活用

(hjkmnru については記入がないため表から省略)

が見られる。他の市町村は、協議会運営も緒に就いたところと言え、グランドモデル地域経験の a 市をモデルに、進むことが肝要と言えよう。ここに地域の事情、望まれる人材の不十分さ、広域にわたって点在する学校の問題が横たわる。巡回相談、専門家チームの支援も地域によっては広がりにくい実情もあろう。研修会など費用の要するものは、郡単位、圏域単位で行い、事例検討会など具体的な支援方法の検討は、最も近い学校や中学校ブロックで行う等、開催区域の工夫が望まれる。このような工夫のもとでも山間地域等では、専門家がいけないという心細さが取組の足を引っ張りかねない。県教育委員会としての支援も機会均等ではなく、質的公平さとして地域事情が苛酷であるところに大きな支援の手を差し伸べる手立てが必要であろう。

今後の取組（表15）には、支援シート等、引き継ぎのための資料に関する名称が多く挙げられている。現在の課題と今後の課題双方に、基本的な課題から、次の段階の課題まで多岐にわたっている。

各市町村の協議会運営に際し、特別支援教育に特化した担当者を置くことができない課題からみると、この報告書によって、現状を把握し、成果を確認し、次の課題を明記することの意味は、担当者の意識向上と意欲づけにあると考えられる。一つ一つは小さな取り組みであっても、一歩ずつ進むこと、前年度から今年度、今年度から次年度への継続の重要さが、5年後、10年後に確認できるはずである。どのような取り組みでも、明記することによって意識化され、事実となり、次の成果に結びつくはずである。

また、他市町村の成果や今後の取り組みを知ることは、自らの取り組みの見直しや、新たな視点を見つけられる機会となることから、この報告書という情報の共有が大事であると言えよう。また、協議会が活性化され、発

表15 今後の取組内容

a	・「就学支援シート」を一人ひとりの特性やニーズに応じた支援につなげる ・15中学校区別連絡会の協議内容・情報の共有 ・全教職員の意識改革と指導力向上のための研究会企画・開催
b	・支援事業①個別ケース会議への専門家の派遣②相談支援ファイル「うずっこファイル」の発行③子どもの発達・教育相談会の開催 ・研修事業①校（園）内研修への講師派遣②教職員研修会の開催 ・啓発事業①連携協議会会報の発行②「広報なると」等を通じ、「うずっこファイル」の啓発
c	・連携ファイルの活用推進と相談活動の充実 ・保育から就労までのサポート体制の充実 ・啓発活動の推進
d	・特別支援学校・特別支援学級に対する意識改革 ・人権教育を基盤に据えた上での、就学指導に関する教職員と保護者への理解・啓発 ・特別支援連携協議会と自立支援協議会との連携
e	・入園おうえんシートの配布時期
f	・「相談・支援ファイル」作成の検討と個別の教育支援計画との関連を図り一貫した教育支援のシステムの構築を進める
g	他の市町の取り組みを参考に考えたい
h	・就学支援シートや相談支援ファイルの作成
i	・相談支援ファイルの広報・周知 ・運用にあたり、関係機関との連携、共通認識への配慮
k	・就学支援シートの活用についての検討 ・支援ファイルの作成
l	保護者等への研修会
m	平成23年5月協議会たちあげ ・自立支援協議会発達障害者支援部会との連携 ・就労への広がり
n	・現場担当者のワーキンググループ作成等、関係機関との連携検討の場づくり
o	・会議の開催回数改善と関係機関との連携・共通理解の促進
p	・就労までのフローチャート完成と保護者等への説明と理解に向けた資料作り
q	・保護者・地域への特別支援教育に対する理解啓発。
s	・学校（園）の活動状況やニーズについて再確認
t	・ワーキンググループの立ち上げ ・「就学支援シート」作成、「個別の教育支援計画」の書式統一実施 ・情報交換会の実施
v	・さまざまな困難を抱える子ども、弱者を対象にし、状況の改善や社会参加・自立を支援できる「子ども・弱者相談支援センター（あい）」（平成22年10月設置）の運営 ・幅広いネットワークによる継続的・総合的支援
w	・各関係機関との情報交換・連携 ・就学支援シートの作成に向けた研修会開催
x	・就学支援ファイルの様式検討

(jru については記入がないため表から省略)

展していくためには、協議会運営の担当者が、取り組みに対して成就感を得る必要があり、協議会連絡会の中で、多くの取り組みに従事したところや、成果に関して、確認し合い称賛の対象となることも重要ではないだろうか。

(2) アンケートの分析と考察

平成22年度の国の特別支援教育の体制整備に係る調査における個別の教育支援計画の作成率は、幼稚園（全国平均36.1%・徳島県49.3%）小学校（全国平均75.9%・徳島県67.3%）中学校（全国平均70.1%・徳島県67.8%）高校（全国平均20.7%・徳島県21.1%）とある³⁾。徳島県は、校内委員会の設置や特別支援教育コーディネーターの指名は平成17年度から100%であることに比べ、個別の教育支援計画の作成は小中学校において全国平均より低い率を示す。アンケートでも作成していない市町村が県下半数以上あり（表16）、いち早く体制整備に着手したが、支援の充実面で足踏みをしていると言わざるを得ない。それに比べて、就学支援シートは国の調査項目にないものの個別の教育支援計画よりも作成している市町村が多く、学校と園はそれだけ、連携に力を注いでいると言えよう。しかし、個別の教育支援計画は、就学支援シートの内容と重なる部分が多く、別々のものと考えず、就学支援シートをそのまま個別の教育支援計画に移行することができるという理解を広めることが肝要である。これにより教育現場の特別支援教育推進への負担感が軽減でき、実務的にも時間の短縮を図り、支援実践を早めることにもつながると考えられる。

表16 相談支援ファイル（個別の教育支援計画）と支援シートの作成

	ファイル	シート
作成し、活用している	5	10
作成しているが、活用を検討中である	2	0
作成中である	2	0
作成していない	14	13
不明	1	1
合計	24	24

13市町村において、協議会の中でワーキンググループを作り、学校園等、教育現場の実際的な支援内容に関わる内容に取り組んでいる（表17）。市町村によっては、15回もの会議を開いており（j町）、情報交換や個別の教育支援計画の作成に当たっては、時間を要すると言えよう。構成員は管理職はおらず、教員や保育士など、実際に子どもに関わるものによって構成されているのが特徴的である。ワーキングは、直接日々、子どもに関わる者が実態について思いや意見が出し合える場として機能していると考えられ、今以上に特別支援教育が推進される機動力となる。すなわち、学校や園において、支援の充実がより一層図られると言える。今後も協議会本体と並行して、現場の課題が直接的に提示されるワーキンググループを設ける方向性が望ましいことと言えよう。

行政の中で、他部局や課の間の連携が図られることは難しい場合が多い。しかし、7市町村において自立支援協議会に協議会関係者が参加しており（表18）、行政に携わる者が部署を超えて連携していると言える。h市担当者は、上記の会議の内2カ所に参加している。x町は圏域内の特別支援連携協議会2カ所に参加している。このように近隣市町間連携や圏域内連携も取り組み内容によって、情報の収集や予算面の課題解決につながると思われる。また、協議内容の重複を避け、会議の効率化を図るためにも「障害のある子どものための地域における相談支援体制整備ガイドライン（試案）」にあるように、市町村においてこそ、自立支援協議会と本協議会の連携が不可欠であろう。

4 おわりに

本研究の結果から、協議会の設置・運営には、本県においても、市町村独自の地域性の困難⁹⁾があると思われる。特に少数人員の市町村教育委員会で切り盛りする中、特別支援教育に精通する者を置いて協議会を立ち上げることは困難であり、運営においてもままならない問題があるとわかった。そのような市町村の行政の中においても、新徳島県障害者施策長期計画（2011）⁵⁾にあるように特別支援教育を含む障害児・者支援の充実を図り、維持していかなければならない。この計画は3圏域で進められるが、圏域や市町村の枠を超え、連携や統合をする

表17 ワーキンググループの活動内容

	A	B	C	その他	ワーキンググループの構成員の職種
a	2回				保育所(園)の保育士、小・中・高校の教員、スクールカウンセラー・保健師
c		○			不明
d				○	不明
e	1				幼稚園小学校特別支援教育コーディネーター、保健師等
f	2		4		保育所長・各幼・小・中コーディネーターなど
g	2		2		教諭・保育士・保健師・指導員
h	6			○	中学校区別地域会(幼稚園・小学校・中学校・保健師等)
i		15			特別支援連携協議会委員及び保護者代表・ひのみね療育センター発達障がい支援コーディネーター
j	15				那賀町の幼、保、小、中、高の特別支援コーディネーターおよび就学指導調査員、保健師
n				1	不明
o		2	1		小中学校・南部巡回相談員・保健師・町教委
p		1			特別支援教育相談員(2) おおぞらセンター長(1) ひのみね療育センターコーディネーター(1) 特別支援教育巡回相談員(1) 南部子ども女性相談センター家庭相談員(1) 各校コーディネーター(3)
q				○	不明
計	6市町村	4市町村	3市町村	4市町村	

A：中学校区など、情報交換会を主とするワーキンググループ活動

B：個別の教育支援計画(相談支援ファイル)に係るワーキンググループ活動

C：困難事例等、ケース会議に係るワーキンググループ活動

※○：ワーキングを開催したが、回数が不明である

表18 協議会担当者の参加している他部局主催の協議会や連絡会

参加市町村数

自立支援協議会	7	aefhilm
障害者サービス調整会議	1	b
児童福祉ケース会議	2	cr
要保護児童対策地域協議会	2	hnp
他地域(郡エリアを含む)特別支援連携協議会	2	jx
回答なし	10	

ことによって同じような会議や施策が別々に行われることを防ぐことができよう。そのためには、県教育委員会が主催する協議会連絡会等において、市町村の実態や意向を尊重しつつも特別支援教育に精通した者を複数人置く県の行政がリーダーシップをとり、福祉施策と連携する意義は大きい。また、地域における特別支援学校のセンター的機能の活用によって、市町村教育員会の「内部に特別支援教育の経験者や専門家をおくことは困難」という問題を解決できる糸口があると思われる。

冒頭で引用した試案¹⁾には、「教育分野と福祉分野それぞれに地域におけるネットワークを構築することが求められている。(中略)組織体制を一本化したり、連携のあり方をルール化したりするなどの工夫が必要である」と述べられている。徳島県では、国から作成が義務づけられている「障害者福祉計画」(2009)⁴⁾を受け、新徳島県障害者施策長期計画(2011)⁵⁾がすでに策定され、各事業が進められている。この別冊(2011)⁷⁾の中で、第2節には教育・育成の項があり、筆頭の重点施策に「特別支援教育推進事業」が挙げられ、「地域特別支援連携協議会連絡会を実施して、市町村における支援体制構築を支援する」とある。しかし、この中でも地域自立支援協議会と地域特別支援連携協議会との連携はうたわれていない。先の試案¹⁾にあるように、責任の所在を明確にしな

がら会議の一本化，審議事項の共有化等々の工夫により，市町村における負担感を軽減しながら，そして，住民同士の古くからのつながりの深さ，地域の中で多くの学校が地域の核となっている徳島県の地域特性を活かし，実質の上がる各協議会が運営されることが今後望まれる。また，県の行政レベルもコラボレーションできるところを探り，市町村における障害児・者支援を教育と福祉に分かれることなく，直接的な県レベルの支援も継続的に行われることを強く望むものである。

5 引用文献

- 1) 文部科学省・厚生労働省(2008) 障害のある子どものための地域における相談支援体制整備ガイドライン(試案) 平成20年3月
- 2) 八幡ゆかり，井上とも子(2010) 地域特別支援連携協議会の現状と課題—徳島県の市町村担当者へのアンケートをとおして— 鳴門教育大学研究紀要 第26巻 p99～p113
- 3) 文部科学省(2011) 平成22年度特別支援教育体制整備状況調査
- 4) 徳島県保健福祉部障害福祉課(2009) 徳島県障害福祉計画(第2期)
- 5) 徳島県保健福祉部障害福祉課(2011) 新徳島県障害者施策長期計画
- 6) 徳島県(2008) 「発達障害等支援・特別支援教育総合推進事業」推進地域・グランドモデル地域一覧
- 7) 徳島県保健福祉部障害福祉課(2011) 重点・主要施策の実施計画・新徳島県障害者施策長期計画(別冊)
- 8) 岩田雅美，山崎由可里(2011) 和歌山県下の小中学校での特別支援教育における各種関係機関・専門機関との連携の現状と課題 和歌山大学教育学部紀要 教育科学第61集 p51～58

A Study about the Actual Condition and the Subject of a Local Special Support Cooperation Conference (2)

—From the Report of a Local Special Support Cooperation Conference and the Questionnaire to the Cities, Towns and Villages Person in Charge of the Tokushima Prefecture—

INOUE Tomoko* and YAWATA Yukari*

(Keywords : The Tokushima Prefecture, a Local Special Support Cooperation Conference, Cooperation)

Abstract

We aimed at examining the state of support of a local special support cooperation conference (LSSCC), in order to strengthen the network of the special needs education in Tokushima Prefecture. We analyzed the questionnaire survey and the report of a LSSCC at the liaison conference of the Tokushima prefecture.

As a result, three towns were not installing the conference among twenty-fourth cities, towns and villages yet. However, the subjects up to the present were solved slowly by varied bouts. And the function of LSSCC has been improved by the collaboration of educational administration and a university. The support advanced by the educational administration of Tokushima Prefecture is required to build the suitable function for LSSCC. From now on, production of a network reflecting the characteristic of the area of Tokushima Prefecture will be desired.

*Special Needs Education, Na ruto University of Education